

東日本大震災3年4カ月

# 「命がけの公務」に証しを

東日本大震災の津波で犠牲になつた公務員に「特殊公務災害」が逆転認定されるケースが相次いだため、地方公務員災害補償基金(東支)が5月から受け付けている遺族からの再申請が、伸び悩んでいる。逆転で次男の特殊公務災害が認められた父親は「住民のため最期まで頑張った本人のために、一人でも多く再申請してほしい」と訴える。

仙台市沿岸部の荒浜地区付近で広報車から住民に避難を呼びかけていた同市若林区役所職員の大友純平さん(当時38歳)は、震災49日目に遺体で見つかった。遺体安置所に横たわる大友さんが身に着けていたネクタイとピンは父邦夫さん(76)が約10年前に譲ったものだった。「発展する仙台の街を見るのが楽しみ」と話していた息子の夢はついでに「大変だったね。ご苦

大友純平さんの遺体は震災から49日目に発見された。職員証や携帯は身に着けられたままだった。ネクタイピンは邦夫さんが贈ったもの(仙台市で)



## 犠牲職員の父「特殊」再申請呼びかけ

労さんね」と話しかけ、あとは言葉が続かなかった。

両親は特殊公務災害の認定を請求したが、同基金仙台市支部は該当しないと判断。弁護士らでつくる第三者機関の市支部審査会も昨年8月、「生命の危険を冒してまで広報するよう指示されていたとは認められない」と追認した。両親は息子の行動そのものが否定されたように感じ、本部審査会に不服を申し立てた。本部審査会は広報車出発時には大津波警報が発令されていたことから、職務の危険性の高さを認め、5月28日付で特殊公務災害を逆転認定した。

同基金も審査の基準を事実上緩和し、再申請の受け付けを始めた。だが、再申請は6月26日までに9件にとどまっている。邦夫さんは「再請求や不服申し立ては勤務先に対する責任追及ではない。危険な業務と認められることで、行政による再発防止につながり、亡くなった人に報いることができる」とその意義を語る。(伊藤直孝、写真も)

### 特殊公務災害

公務員が高い危険の予測される状況下で職務に従事した場合に認定され、公務災害の最大1.5倍の補償が受けられる。東日本大震災では、津波で亡くなり公務災害が認められた地方公務員282人のうち145人が特殊公務災害の認定も請求。地方公務員災害補償基金支部による認定は18人とどまったが、第三者機関の審査会が逆転認定したケースが6月末現在で7人になっている。